

令和3年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題Ⅰ】

同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について2以上の商標登録出願があった場合、商標法上どのように取り扱われるか説明せよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【40点】

【問題Ⅱ】

甲は、商標**イ**について指定商品を**a**とする商標権（以下「本件商標権」という。）を有している。その設定登録日は令和3年4月27日である。一方、乙は、現在、商標**イ**を付した商品**a**（以下「本件商品」という。）を販売している。令和3年8月29日を現在として、以下の各設問に答えよ。

ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとし、各設問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

また、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

(1) 本件商標権は、令和2年8月6日に商標**イ'**について指定商品を**a**として甲により商標登録出願されたものであり、同年12月17日付け手続補正書により、商標**イ'**が商標**イ**に補正され、設定登録されたものである。その後、この補正は要旨を変更するものであることが判明した。一方、乙は、甲の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなく、本件商品を販売しており、同年10月には商標**イ**が乙の本件商品を表示するものとして周知になり、現在に至る。

乙による本件商品の販売が甲の本件商標権の侵害であると主張された場合に、乙が、本件商標権に係る商標登録の有効性を争うことなく、甲に対して主張し得る商標法上の権利を、その根拠と共に説明せよ。

(2) 乙は、パリ条約の同盟国**X**において、商品**a**に使用する商標**イ**について我が国の商標権に相当する権利を有している。日本国内においては、乙は、自己の販売総代理店である甲に本件商品を販売させていたが、令和元年9月30日をもって甲との販売総代理店契約を解消し、同年10月以降は自ら本件商品の販売を行っている。一方、甲は、不正の目的とまではいえないが、正当な理由なく、乙に無断で令和2年8月6日に商標**イ**について指定商品を**a**とする商標登録出願をし、本件商標権を取得した。

この場合に、乙が本件商標権に係る商標登録を消滅させるために請求すべき審判として最も妥当なものを、その根拠と共に説明せよ。

【60点】